

エンジョイ
カーライフ

JA豊橋 自動車課

1月の

知っ得情報

みなさんこんにちは! 自動車課の梅村です。寒さも本格的になりよいよ冬本番ですね。

停止表示器材の必要性と義務について



12月になり、寒さも増す一方で過ごしにくい日々が続いています。日照時間も短く一日の中で暗い時間が多くなってきています。このような時には自動車事故が多く発生する傾向にあります。早めのヘッドライト点灯や見通しの悪い道での徐行、また歩行者は反射材を付ける事など気をつけないといけません。ですがそのようなことをしっかり気をつけていても事故は起こってしまうものです。もし事故が起こってしまった場合には事故を拡大させないために後続車などに事故を知らせる必要があります。そこで停止表示器材の必要性と法律に基づいた義務について説明したいと思います。

停止表示器材とは高速道路や自動車専用道路などで事故や故障により、やむを得ず道路上に停車する際に後続車にその事を知らせるための三角形の反射器材です。停止表示器材の携帯は義務ではありませんが、高速道路や自動車専用道路などで停車する際には、表示することが義務付けられています。これに違反すると道路交通法により罰せられ、反則金と違反点数1点が科せられます。新しい事故を発生させないためにも停止表示器材の表示はとても重要

なことです。

停止表示器材は新車などで自動車を購入した際に標準装備ではないため、持っていないという方も多いと思います。値段は、1,000~2,000円程度でカーショップや通販サイトでも購入できます。やむを得ず高速道路上などで路肩に停車する際には、慌てず安全を確保してから、救援依頼を行うことが必要です。発煙筒などを併用し二次被害を防ぐことが重要です。

もし事故が起きてしまった場合には

1. ハザードランプを点灯させ、路肩に寄せるか、可能な限り広い場所まで自走する。
2. 同乗者をガードレールの外など安全な場所に避難させる。
3. 停止表示器材などを車から50m以上後方に置く。
4. 運転者もガードレールの外側に避難し、非常電話か携帯電話で救援依頼をする。

自動車のことでお困りのことがありましたら、ぜひお気軽に自動車課までお問合せください。